

第10回いたばし魅力ある学校づくり審議会
(東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会)

議事録

開会日時 令和5年10月10日(火) 午後 3時00分
閉会日時 午後 5時00分
開会場所 板橋区役所本庁舎北館9階 大会議室

出席審議会委員

会 長	天 笠 茂	副 会 長	小 林 福太郎
委 員	倉 斗 綾 子	委 員	齋 尾 直 子
委 員	中 村 とらあき	委 員	露 木 保 文
委 員	古 谷 茂	委 員	緑 川 有 紀
委 員	小 宮 慶 之	委 員	藤 原 康 俊
委 員	木 村 縁 理	委 員	田 邊 和 子
委 員	尾 科 善 彦	委 員	中 川 修 一
委 員	中 川 久 亨	委 員	伊 藤 聡

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	教育支援センター	石 野 良 恵
地域教育力推進課長	高 木 翔 平		

《開会》

会 長 それでは始めさせていただきます。第10回いたばし魅力ある学校づくり審議会を開催いたします。本日は16名の委員の方がご出席です。松波委員と田中委員は所用のためご欠席という連絡をいただいております。ということで、この審議会は成立しております。本日の会議について、傍聴される方は現在のところ0人ということしております。では早速審議に入りたいと思います。

【議題1 第9回審議会における審議状況】

会 長 議題1の第9回審議会における審議状況について、事務局から報告をお願いいたします。

学校配置調整担当課長 では、議題1第9回審議会における審議状況につきまして、事務局から報告いたします。

第9回審議会の議事録につきましては、事前に内容確認を依頼させていただき、既にホームページ等で公開しております。

資料1及び資料2をご確認ください。資料1が議事録、資料2が審議会における審議状況であります。資料2を用いて前回審議会の振り返りをいたします。前回の審議会では、特別支援教育、中間まとめ案の2点についてご審議いただきました。

特別支援教育では、第8回小委員会でまとめた意見を報告し、内容についてご承認をいただきました。また(1)に委員からの意見を記載しております。①②どちらの意見にも共通することですが、特別支援教育の仕組みや内容について、詳しく知らない保護者が多いため、情報提供や情報共有を適切に行うことで、理解促進を図る必要があるといった点から、言及いただきました。

ご意見を踏まえ(2)に中間まとめ案の内容を記載しております。下線が引いてある箇所が、ご意見を踏まえ追記した箇所となります。

まず1段落目では、区が実施している現状の取組について触れております。

続きまして、第4、5段落目に特別支援教育をしっかりとご理解いただけるように、丁寧でわかりやすい情報提供や情報発信の重要性について触れております。

また、支援を必要とする子どもたちが多くなっている現状を踏まえると、将来的には特別支援教育の適正規模について検討していくことも考えられるのではないかという視点から、文言を追加しております。

続きまして、2ページ目項番2の中間まとめ案であります。前回の審議会ではこれまでの議論を中間まとめ案としてお示しさせていただきました。目次や内容について、皆様からいただいたご意見を踏まえ修正した内容を資料に記載しております。また、ご意見をいただいた箇所は中間まとめ案に反映しております。

資料3をあわせてご覧いただければと思います。資料3について所々網掛けをしております。網掛け部が前回第9回審議会資料から、今回第10回審議会資料において変更、追記修正した箇所となっております。

初めに目次や構成について、目次と内容がリンクしていないといった旨のご意見をいただきましたので、目次を大幅に修正し構成を変更いたしました。IV章の新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について、新たに項目を設け、これまで施設内容、施設更新、特別支援教育をこの章の中で整理し、さらに前回ご意見が出たICT化についても追加いたしました。

続きまして、資料3の1ページ、第I章に関するところですが、教室のあり方や教員の働き方改革等の変化に関する追記をいたしました。

続いて2ページは、本答申と区の計画との位置付けが必要ではないかというご意見いただきましたので、答申の位置付けということで本文とあわせて、関係図を追記いたしました。

また、第II章の諮問事項と本審議会の基本的な考え方の部分では、4ページに財政状況について言及を追加させていただいております。

続きまして、6ページから第III章となりますが、区内の状況をより詳細にお伝えし理解促進を図るため、12ページに区全体の地図と各学校の学校規模も併せた図を追加いたしました。13ページは10年後の推計をもとに、同様の図を作成しお示しをさせていただいております。

9ページに戻りますが今後10年間をイメージしやすくするため、人口推計に関するご意見もいただきましたので、図5の部分で児童数・生徒数推移の期間を令和15年まで延ばした形に変更いたしました。

習熟度別少人数授業に関してのご意見をいただき、22ページ冒頭の記載を見直して、「習熟度別少人数授業」という記載から「習熟度に応じた授業や少人数授業の展開」といった表現に修正をしております。

24ページ、25ページですが、学校支援地域本部の追記やiCSのイメージ図を追記しております。

27ページにはICT化について記載すべきというご意見をいただきましたので新たに項目を追加しております。この項目につきましては、今回の審議会において、方向性も含めて内容をご議論いただければと思っております。

また、30ページでは特別支援教育の内容を記載するとともに、31ページに表7も追記し、区の現状を整理しております。

33ページには項番3として適正配置についての記載を追加しております。

その他、細かい文言の修正箇所等ありますが、次の議題にて案文の読み上げを行いますので、そちらでご確認いただければと思います。

会長 改めて今ご説明したことの確認になりますが、お手元に参考資料ということで前回の中間まとめ案があるかと思っております。前はそれに基づいて、皆さんからご意見をいただき、皆さんからのご意見を資料2として整理、まとめさせていただいたと認識いただきたいと思います。そのうえで資料2のご意見を資料

3に追記、或いは修正させていただいたということになります。

今日は資料3を基にしながら、第I章から第VI章の最後まで、順次読み上げをし、皆さんからご意見をいただきながら進めていくという進め方をさせていただきたいと思います。

そのうえで、とりわけ27ページの検討すべき事項としてICT化の項目が改めて追加されているため、少し目を通していただき何かお気づきの点がありましたら、お願いできればと思います。

27ページのICT化の部分を事務局から読み上げていただけますでしょうか。

学校配置調整担当課長 ICT化。ICT環境の整備は個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために必要不可欠なツールであり、また、教員の長時間労働や働き方改革を実現する上でも重要なものであると考える。

区教委では、国が掲げる「GIGAスクール構想」を踏まえて、令和2年に板橋区スマートスクールプロジェクトを策定し、一人一台端末やデジタル教科書等といったICT環境を整備してきたところである。しかし、予測不可能で変化の激しい現代においては、ICT技術の更なる高度化への対応やICT機器及びネットワーク環境の更新を意識した施設整備・維持に引き続き取り組んでいく必要がある。

また、区のICTの活用に関する計画との整合や学校現場とも連携を図りながら、ICT環境の更なる活用を検討し推進していくことで、子どもたちの学習環境が充実し、教員の働きやすさや指導力が向上することで、子どもたちのより良い成長に繋げていくことができると考える。

会長 この点について、何かお気づきの点ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、後程、第IV章の読み上げの段階でご発言いただいても構いません。

委員 ICT環境が日々進化していく中で、先生方、子どもたち、保護者、各層がそれぞれ活用していくことは大変だと思います。この部分の書き方で、タブレット等の活用が、対面の学習方法が前提で記載されていることが気になります。今後、コロナ禍のような状況に再びなった場合等、オンライン教育を融合させる可能性も含めて記載することも必要かもしれません。

ICT技術を活用して対面で学習する場合とオンラインで学習する場合というのは、目的や効果が異なるので、その辺りを記載するとよいのではないかと思います。

委員 このICTの部分は概ねこの内容でいいと思いますが、先生方の使われている環境についてももう少し具体的に書いてもいいのかなという印象がありました。

子どもたちはWi-Fi環境が充実してきている状況がありますが、先生方の働き方の中でのICTというのは、やはり子どもたちの利用するICT環境より

遅れているような印象があるので、先生方の働きやすさの中でもICT環境を整えていくということが、両輪で回っていくような形になるのかなと思っていたので、もしそういったことが計画としてあれば、少し明記しても良いかと思いました。

委員 2点あります。1点目は言葉の使い方ですが、おそらく行政の方は「区教委」で区の教育委員会とわかると思いますが、少し略し過ぎかなと思いました。他のページには「教育委員会」と書いてあるので、統一した方が良いと思いました。

2点目は、ICT化に記載の内容は概ね良いと思いますが、学校づくりは誰のためかを考えたときに、昨年も申し上げましたが、やはり子どもファーストで考えていただきたいと思っています。そのうえで文章を読むと教員の長時間労働や働き方改革など教員ばかりがクローズアップされている印象を受け、子どもにとって良いという記載が少ないと感じました。

会長 まだご意見があるかと思いますが、この件については、後程お願いしたいと思っています。

中間まとめ案については、I章ごとに事務局から読み上げをし、今のような形でご意見をいただくという進め方をしたいと思っています。限られた時間ですので、章ごとにおよそ10から15分ぐらいの時間を目途に進めていこうと思います。

【議題2 中間まとめ案】

会長 それでは第I章から説明をお願いしたいと思います。

学校配置調整担当課長 では資料3の第I章を読み上げさせていただきます。

第I章答申の策定について、1策定の目的。

本審議会は、これまでに、平成13(2001)年及び平成24(2012)年に適正規模及び適正配置に関する議論を行い、答申を策定した。この度、令和4(2022)年4月に板橋区教育委員会より「板橋区立学校の適正規模及び適正配置における基本的な考え方及び具体的方策について」諮問されたことを受け、令和4(2022)年4月に第1回審議会を開催して以降、議事を効率的に行うための作業部会である小委員会も含めて、〇〇回にわたり、議論を進めてきた。

これまで区では、平成13(2001)年3月及び平成24(2012)年3月にそれぞれ「東京都板橋区立学校の適正規模及び適正配置について(答申)」(以下、平成24年に策定した答申を平成24年答申という。)において、答申された内容を踏まえて、平成24(2012)年5月に「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」、平成25(2013)年9月に「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針」をそれぞれ策定した。その後、平成

26(2014)年2月に策定した「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づき、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置の視点を一体的に推進し、「魅力ある学校づくり」に取り組んできた。

平成24年答申から10年が経過し、人工知能(AI)をはじめとする先端技術が高度化し、社会経済活動のみならず、日常生活にも先端技術が取り入れられる等、社会のあり方そのものが急激に変化している。また、令和2年(2020)年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、学校生活に多大な影響を及ぼした一方で、「GIGAスクール構想」の実現に向けた取組を加速させたほか、学校行事や教室のあり方、教員の働き方等の教育環境を見直す契機にもなった。このような状況の中、「子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力」をより一層、確実に育成するための教育内容の充実と教育環境の整備が求められている。

次ページに参ります。2答申の位置付け。

地方公共団体は、政府が策定する教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされており(教育基本法第17条第2項)、板橋区では「板橋区教育ビジョン」を当該計画に位置づけ、そのアクションプログラムとして「いたばし学び支援プラン」が策定されている。また、「板橋区教育ビジョン」・「いたばし学び支援プラン」で示された、板橋区のめざす学校教育を推進するため、学校施設の老朽化対策と学校の適正規模・適正配置を連動させ、多面的な検討を行うことを目的として、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」が策定された。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の計画期間は、平成28(2016)年度から令和17(2035)年度までの20年間であり、10年間ごとに「前期計画」と「後期計画」とに分けることとなっている。令和8(2026)年度から実施される「後期計画」の策定に向けて、区が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的方策について、本審議会が答申するという位置付けになっている。

以上が第I章になります。

会長 今の読み上げ部分について、我々がどの立ち位置にあるのか、大体おわかりになりましたでしょうか。これを読む立場からすると明瞭にその部分がわかる文章になっているのか、確認をお願いしたいと思います。

また、図でも関係性が記されておりますが、いたばし魅力ある学校づくりプランがあり、我々はこの前期計画と後期計画に跨るようなことについて、提案をさせていただくという形になっているかと思えます。

学校配置調整担当課長 会長がおっしゃったとおり、いたばし魅力ある学校づくりプラン前期計画と後期計画、またこれを定めるための基本方針を区で策定をしております。

令和8年度から後期計画が始まり、始まるにあたって、区で改めて基本方針を考えていく必要があり、そこに向けて区が今後とるべき方向性の基本的な考え方、

具体的方策についてご審議いただいたものであるとご理解いただければと思います。

会 長 それでは、ご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

委 員 1 ページ目の3段落目は少し弱めかなと感じました。今後目指すべき目標に対して、新しい答申・改訂が必要となった、という時代の変化に関する記載があるとよいと思います。この答申の位置付けの文章だけ見ると10年経過したから新しくします、とだけに読めます。10年間の社会状況変化に対し、新しい環境を目指していくために改訂しよう、という目標の明記が必要です。

2 ページ目の図について、本審議会では、この図の左側を検討しているということかと思いますが、その先、右側は誰がどう作っていくのか、学校関係者や区民の方が見てもわかりやすく描けると良いと思いました。

会 長 今ご指摘の図にありますように、左側のいたばし魅力ある学校づくり審議会の括りが、我々の範囲かと思いますが、下線が引いてあります、いたばし魅力ある学校づくりプランの位置付けが、より明瞭に皆さんにご説明できるような形が良いかと思いますが、ご検討いただければと思います。

副 会 長 2 ページの図ということですが、確かに内容としては盛り込まれていると思いますが、何のためにやるかということ、板橋区そして子どもたちのためであると思います。子どもや学校が図の中に出てきていないので、最終的には子どもや学校に還元されるということを入れる必要があるのではないかと思います。

会 長 まだご意見があるかと思いますが、後ほどでも結構ですので先に進ませていただきます。それでは、第Ⅱ章をお願いいたします。

学校配置調整担当課長 では、第Ⅱ章の諮問事項と本審議会の基本的な考え方になります。

1 諮問事項、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置の基本的考え方について、東京都板橋区立適正規模及び適正配置の具体的方策について、新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備の基本的考え方について。

子どもたちを取り巻く教育環境は大きく変化しており、国が掲げる「G I G A スクール構想」による一人一台端末の導入や小学校における35人学級編制に加えて、新学習指導要領の実施により、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」が「令和の日本型学校教育」のめざすべき姿とされたところである。学校では、児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。

区では、このような教育環境の変化を踏まえた上で、令和4(2022)年1月に策定した「いたばし学び支援プラン2025」に基づき、「板橋区コミュニティ・スク

ール(iCS)の導入」や「小中一貫教育の本格実施」、「学校における働き方改革の推進」、「誰一人取り残さないための居場所づくり」を柱として、戦略的に施策・事業を展開することにより、直面する課題の解決に向けた取組を進めているところである。

とりわけ、区が学校整備にあたって取り組んできた「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営(教科センター)方式」、「職員室のフリーアドレス化」は、個別最適な学びと協働的な学びの実現や教科指導の充実、生徒の主体性の向上、教職員の働きやすさの向上といった効果が期待される場所であり、また、全国的に見ても先進的な取組であるため、他自治体からの注目度も高い取組であると言える。

区立学校の児童・生徒数は過去のピーク時からおよそ半減しており、今後、児童・生徒数は更に減少していくことが見込まれる一方、大規模集合住宅の建設に起因して、地域によっては一時的に児童・生徒数が増加しており、小学校における35人学級編制の実施とあわせて、学級数増への対応が求められている。その他、教育環境や社会環境の変化により新しい学びへ対応するための、学び舎としての機能の充実という本来の役割だけでなく、災害時における避難所としての防災機能、地域コミュニティの拠点等、学校施設に求められる役割が増大しており、将来的な環境変化といった視点も踏まえながら、これらの状況に対応していく必要がある。

これまで述べてきた観点から、本審議会は①適正規模 ②適正配置 ③適正規模化の方法④通学区域 ⑤小中一貫型学校 ⑥地域協議 ⑦施設内容・施設更新 ⑧特別支援教育の8つの項目について審議を行った。

学校の規模や配置の適正化を図ることは、子どもたちの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件であるとして、子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、区が今後とるべき基本的な考え方及び具体的な方策をまとめた。

2 学校や学校規模に関する審議会の基本的な考え方。

学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、その中で、学校の規模及び配置の適正化を図ることは、子どもの成長にとって望ましい教育環境を整備するための重要な要件である。

各学校は学校規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでおり、審議会の導き出した「望ましい学校規模」を下回ること、あるいは上回ることが直ちに望ましくない教育環境にあるとは断定できない。

学校では児童・生徒の学力と技能の定着及び向上を図りつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身に付けさせることが重要である。

学校の適正規模及び適正配置を進めるにあたっては学校や保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図るとともに、教育委員会による適切な情報提供や広報活動等が必要である。

答申にあたっては、国の動向や学校運営の現状、教育環境の整備に係る財政状

況を踏まえた効果的な教育を提供するための議論を進め、平成24年答申で示した教育上望ましい学校規模について見直しを行った。見直しにあたって、前提となる考え方は以下のとおりである。

現在の区立学校の中には、この「望ましい学校規模」から外れる学校が存在するが、学校の教育環境は様々な取組により総合的に整えられるものであり、各学校はそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供及び教育の充実に取り組んでいる。したがって、審議会が導き出した「望ましい学校規模」を外れることが直ちに望ましくない教育環境であるとは断定できない。この考え方は、平成24年答申から変わるものではない。

このことを確認したうえで、学校の適正規模及び適正配置を実現するための具体的方策を検討した結果、「望ましい学校規模」を大きく下回る場合には平成24(2012)年5月に策定した「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」に沿って、当該学校に関わる保護者や地域、関係団体等による協議体において学校の方向性を十分に検討することが望ましいとした。

一方、「望ましい学校規模」を大きく上回る場合には児童・生徒数の将来推計を十分に踏まえたうえで、学校教育に影響が出ないよう、学校隣接用地の確保も念頭に置きながら、学校施設の拡充、必要な人員確保等の運営上の配慮を検討する必要があるとした。学校は学び舎としての教育の場であると同時に、災害時における防災機能、地域コミュニティの拠点でもあることから、適正規模及び適正配置を進めるにあたっては学校や保護者、地域関係者による協議体において十分な合意形成を図るとともに、教育委員会による適切な情報提供や広報活動等が必要である。

以上が第Ⅱ章となります。

会 長 今、第Ⅱ章についてのご説明がありましたがお気づきの点、ご意見等がありましたらお願いできればと思います。

この第Ⅱ章の全体の考え方を踏まえ、第Ⅲ章以降の各論に展開していくという部分になるかと思えます。

委 員 第Ⅱ章の基本的な考え方は一番大事なコンセプトを訴える部分だと思えますが、1点目は特別支援教育、インクルーシブ教育に関することが触れられていないことが気になりました。

2点目は、まず学校というのは、児童・生徒が学ぶ場であり、教員が働く場であり、地域にとっての学校という順番だと思っています。教員の働く場所という点はとても重要で、教員がICT教育も含めた新しい教育スタイルに対して、ファシリテートするトレーニングが受けられるような、教員をサポートしていく意気込み、的な部分の記載が重要ではないかと思いました。

併せて、目次にも、今申し上げた2点の項目（広義のインクルーシブ教育推薦と、教員が働く環境整備）を加える必要があると思いました。

また、目次の第Ⅳ章が学校の施設整備についてということで、自治体の教育委

員会なので「施設整備」という言い方をするのは当たり前とは思いますが、「施設整備」というワードは、建物（校舎）1棟の話を想定されてしまう気がします。学校は、キャンパス全体、屋外空間なども含めた敷地全体を含めて学校だと思うので、そのニュアンスが誤解ないように伝わると良いと思いました。

会長　　今ご指摘のあったインクルーシブ教育については前回の会議の会議録にも特別支援教育教室や特別支援教育について言及しておりますが、基本的な考え方の部分に表現されていないのではないかと、また目次のところにも記されていないかというご指摘だと思いますので、そこらへんを受けとめつつ、ご検討いただければと思います。その他にいかがでしょうか。

（意見等なし）

会長　　それでは次に進めさせていただきます。第Ⅲ章については、まずⅢの1、そして次にⅢの2、次にⅢの3という形で区切って進めたいと思います。

学校配置調整担当課長　　では第Ⅲ章板橋区立学校の適正規模及び適正配置についてです。

1 板橋区立学校の現状、（1）区内人口の推移。

板橋区の総人口は令和5（2023）年1月1日現在568,241人となっている。平成27（2015）年の国勢調査人口を基準とした平成31（2019）年1月改訂の板橋区人口ビジョン（2020年～2045年）では、区内人口のピークは令和12（2030）年になるとされている。（図1）

また、年少人口（0～14歳）は令和12（2030）年までは若干の増加傾向にあるものの、その後は減少に転じ、将来的な年少人口の減少は避けられないものとされている。一方、令和2（2020）年以降、年少人口の実数は減少に転じており、令和5（2023）年時点では人口ビジョンにおける見込みと比較し、乖離が見られるようになってきた。（図2）

さらに、直近の年少人口の実績の詳細を見ると、0～4才の人口が平成31（2019）年から令和5（2023）年の5年間で約3,600人、15%以上減少しており、また、出生数も平成28（2016）年から令和4（2022）年の7年間で1,205人減少しているため、人口ビジョンとは異なる人口動態を示し始めている。（図3、4）

次に、8ページまで参ります。

（2）児童・生徒数、学校数の推移。

昭和40（1965）年以降の板橋区立学校の児童・生徒数の推移は小学校においては昭和56（1981）年の42,008人、中学校においては昭和60（1985）年の19,005人をピークに急激な減少を続け、平成24（2012）年から令和4（2022）年までの増加傾向を経て、令和5（2023）年5月1日現在の児童・生徒数は小学校23,345人、中学校9,162人となっている。児童・生徒数をピーク時と比較すると、減少率は小学校が44.4%、中学校が51.8%となり、半数近くまで減少している。（図5）

また、令和3（2021）年の中央教育審議会において答申された「令和の日本型教

育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」によると、特別支援学級に在籍する児童・生徒数及び通級による指導を受ける児童・生徒数は増加し続けているとされており、板橋区においても同様の傾向が見られる。(図7)

一方、学校数については学校数が最も多かった時(昭和58(1983)年からの約20年間)から小学校は6校、中学校は2校減少しており、学校数をピーク時と比較すると減少率は小学校が10.5%、中学校が8.3%となっている。(図6)

続きまして10ページに参ります。

(3) 学校規模の推移。

学校規模の推移をみると、大規模校である19学級以上の学校の数は、小学校においては、昭和56(1981)年度の31校から令和5(2023)年度には10校へと21校減り、中学校においては、昭和60(1985)年度の17校から令和5(2023)年度には3校へと14校減っている。(図8、9)

近年は、小学校6学級以下、中学校5学級以下の過小規模校は減少傾向にあるものの、11学級以下の小規模校は令和5(2023)年度現在、小学校においては6校、中学校においては9校と一定程度存在している。小学校においては令和3(2021)年度からの35人学級編制の実施により、全般的に学校規模は回復していく見込みである。

続きまして、15ページに参ります。

(4) 学校規模について。

国の法令により学級編制の標準が設定され、これをもとに東京都において学級編制の基準が設定されている。東京都においては、小学校1年生を除き1学級あたり40人を基準として学級編制されていたが、令和3(2021)年度に学級編制に関する法律が改正され、令和3(2021)年度は2年生、令和4(2022)年度は3年生と順次35人学級編制が適用され、令和7(2025)年度に小学校すべてで35人学級編制となる。上記の改正に伴い、1学級あたりの平均児童数は減少している。

(表1)

16ページに参ります。

(5) 適正規模化への具体的な取組。

学校の適正規模化への具体的な取組として、通学区域の変更と学校の統廃合を行ってきた。大規模な集合住宅建設による児童・生徒数の増加が見込まれる場合は、通学距離や安全性に配慮したうえで、地域や学校の状況に応じて通学区域を変更することで、学校の大規模化を未然に防ぐとともに、小規模校の適正規模化にも効果を発揮してきたところである。

また、継続して過小規模となっている学校については、適正規模・適正配置に関して話し合う協議会を設置し、教育環境の充実のための方策や保護者や学校・地域住民の学校に対する思いや愛着を意見書にまとめることで、学校の統廃合をはじめとする子どもたちの教育環境の整備を行ってきた。これらの学校の適正規模・適正配置に関する取組により、子どもたちの教育環境の改善を図るとともに、学校生活における社会性や規範意識の更なる習得に寄与してきた。

以上が、第Ⅲ章の1までです。

会 長 第Ⅲ章の1でご意見がありましたらお願いいたします。

委 員 前回審議会の際に、板橋区の5地区の地区分けがどういった分けになっているのか、また10年先くらいまでの児童・生徒数推計も教えていただきたいと意見させていただきました。そのうえで今日、中間まとめ案を見させていただいたのですが、12ページ、13ページの図は非常に画期的な資料だと感じ、事務局の皆様にご改めて御礼申し上げます。

5地区の地区分け、学校規模、さらに10年後の学校規模や規模毎の学校数がパッと見てすぐわかるようになっており、とても理解しやすいと思いました。

答申は白黒で良いかと思いますが、これからの区教育委員会で活用できるようにテンプレートとしてデータ保存していただき、いつでも新しいデータに更新できるようにしていただくと、貴重なデータになるのかなと思いました。

気になる点としては、図10と図11のタイトルについて、図が横になっているので、タイトルについても横書きに合わせると見やすいのかなと思いましたので、ご検討をお願いいたします。

会 長 板橋区の10年先までの推計値というのは、図にも示されているとおり比較的、横ばいというのが一つの傾向としてあるのかなと思いますが、すでにご指摘もあったかと思いますが、ある地域に限定すると非常に急激に増えて、また急激に減る地域もあります。

学校というのは比較的長い20年30年というようなスパンで見据えていく必要があるかと思いますが、昨今の都市部は極めて短期間のうちに急増し、そして急減するというのが一つの特徴であって、板橋区にも当てはまる地域があるということだと思います。その地域に対するフォローをどうまとめの中で位置づけていくのかということは検討事項としてあるのかなと思います。

また、横ばいと申し上げましたが、一方で特別支援の児童・生徒数の人数は10ページにもあるとおり、右肩上がりの傾向となっている現状が見受けられます。通常学級における適正規模化については、まとめの中で位置付けられているかと思いますが、特別支援に関する位置付けというのは、課題としてあるのかなと思います。

16ページから19ページあたりについて通学区域の履歴が記されておりますが、我々の役割としては、この先の推計をある程度見据えて適正規模、適正配置に向けて提言しようとしているところです。

その場合、これまで板橋区がどう歩んできたのかという履歴はとても大切な資料になるわけですが、この履歴の整理の仕方や位置付けというのは、検討の余地があるのかなと思いますが、地域の方からご意見等ありますでしょうか。

(意見等なし)

会 長 それでは続きまして、第Ⅲ章の2について、読み上げをお願いいたします。

学校配置調整担当課長 第Ⅲ章の2板橋区立学校の適正規模についての基本的な考え方。

(1) 学校規模による教育上の特性等。

学校毎の児童・生徒数や全学年の学級数といった学校の規模は、子どもたちにとって生活面や学習面だけでなく心理面にも影響を及ぼすものと考えられており、教育の現場における子どもたちの実態を踏まえて、学校教育や学校運営等の視点から審議を行い、次のように意見を集約し、学校規模が及ぼす特性について示した。

一定の集団の大きさが確保された学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることに加えて、学校運営や教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮されている。

集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場の提供がしづらくなる傾向があり、学校運営に支障が生じないように配慮する必要がある。

一方で、集団規模が過少となった場合、クラス替えが困難なこと等による子ども同士の間関係の固定化や、教員数が少ないことによる教員の校務についての負担増、教員間の指導力向上や人材育成機能が不十分となる懸念等、学校教育としての役割を十分に果たすことが難しくなると考えられる。

続きまして、21 ページに参ります。(2) 板橋区立学校における教育上望ましい学校規模。小学校 12 学級から 18 学級、中学校 12 学級から 18 学級。

学校の適正な規模については、教育環境の変化や教育活動の内容、学校施設や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等により多様な考え方があるが、教育環境や教育条件の整備を進める観点から、区として教育上「望ましい学校規模」を想定しておくことは必要なことであると考えます。

まず始めに、学校規模について、学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条では小中学校ともに 12 学級から 18 学級が標準であるとされており、区においても当該規模の学校が令和 5 (2023) 年 5 月現在、小学校 51 校中 34 校、中学校 22 校中 11 校となっている。加えて、東京都教職員定数配当基準によると、中学校における教員の配置数について、15 学級と 18 学級を比較した場合、5 名増となり学級数の増加数よりも教職員定数の増加数が多いといった点や、人員増により児童・生徒一人ひとりをより把握しやすくなることや一人の教員にかかる校務分掌の負担が減るなど学校運営が円滑になるといった多くのメリットが考えられる。

以上を踏まえたうえで、平成 24 年答申で示した「中学校：12 学級から 15 学級」を見直し、教育上「望ましい学校規模」を国が示す標準にあわせ、「小中学校ともに 12 学級から 18 学級」であるとした。

次に、1 学級あたりの人数では、小学校においては、令和 3 (2021) 年度から導入された「35 人学級編制」が段階的に実施されていることに伴い、1 学級あたり

の平均児童数が減少し、平成24年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である1学級あたり20～30人が概ね実現している。

中学校では「40人学級編制」を基本としているものの、1学級あたりの平均生徒数は34.4人であり、平成24年答申で示した教育上「望ましい学校規模」である1学級あたり30～35人を概ね実現している。また、中学校における「35人学級編制」の導入の可能性についても、今後示されるであろう国の考えや動きについて注視し、考慮しておく必要がある。

次のページに参ります。

さらに、区内の多くの学校では、数学や英語等の教科において習熟度に応じた授業や少人数授業の展開、ティーム・ティーチングが行われており、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われている。加えて、授業をはじめとする学校運営をサポートする役割として、学力向上専門員や学校生活支援員等の人材を配置することで、円滑な学校運営と個別最適な指導に取り組んでいる。

また、平成24年答申で示した1学級あたりの人数の下限値(小学校20人、中学校30人)を区独自の学級編制として実現しようとした場合、令和5(2023)年5月時点と比べて、小学校では504学級、中学校では74学級増加し、増加分に対応するための担任教員578名を区で独自に採用する必要がある。全国的な教員不足の現状を鑑みると人材確保が極めて困難であることに加え、区が独自採用した教員のキャリア面における課題、学級数増に伴う教室不足をはじめとした施設面での対応等の様々な課題があり、区が独自で少人数学級編制を実現することは難しいと言わざるを得ない。

以上のように、国の学級編制基準に基づき平成24年答申で示した教育上「望ましい学校規模」を概ね実現している現状や、様々な支援人材の配置、授業形態や進め方の工夫により、子どもたちにとっての個別最適な学びが保障されている現状のほか、区独自で少人数学級編制を導入することは人材確保及び教員の人事面や施設面の観点からも現実的ではないことを踏まえ、平成24年答申の内容を見直し、1学級あたりの人数については「明記しない」こととした。

一方で、教育上「望ましい学校規模」として1学級あたりの人数を明記しないものの、引き続き教育環境の充実を図っていくために、教職員の配置や学級編制基準の見直しについて、区から国や東京都に対して、機会を捉えて要望していく。

以上が第Ⅲ章の2の部分です。

会 長 今の部分についてはいかがでしょうか。

委 員 前回私から習熟度別の教科の授業、少人数授業の現状を少しお伝えさせていただきましたが、今回こちらの中間のまとめでは、22ページ1行目で「区内の多くの学校では」という言い方に変えていただいたのと、我々保護者は習熟度別少人数授業ということで言葉を一緒に使っておりましたが、実は習熟度別の授業と街探検などの習熟度別ではない少人数授業を行っていたりするので、こちらも習熟度と少人数授業に分けていただき、非常にわかりやすい文章になったと思います。

また、その2段落目の区独自の教員採用については、私も最初から申し上げたようにこれは非現実的なので、こちらの記載に賛成です。全体の内容で概ね賛成しております。

会長 現在、象徴的な言葉としては個別最適な学びという、一人ひとりの子どもの学びを成り立たせるという事であり、その学びを成り立たせるための一つとして、1人の教師が何人の子どもの担任するかということで、明治以来の国の教員政策があり、1学級あたり40人から35人へ減らしてきた経緯があるわけです。かつてのように、とにかく少人数にすればより良くなるだろうという時代の考えから、多様な方策や手立てで、どう一人ひとりの学習を成り立たせるかという考えに変わってきたなかで、今回結論を出したという部分は強調しても良いのではないかと思います。

そういった理屈を記しておく、説得力が増すのではないかなと思いました。

委員 今回の習熟度別授業について、私も授業参観に行くのですが、習熟度が高いクラスに行きますと、大人でも難しいと思う授業をやっていると感じます。

習熟度の取組の成果がどう表れているのかがもしわかれば追加で記載してもよいのかなと思いました。

学校配置調整担当課長 今、手元ですぐ出せるものはないのですが、施策に対する成果がどのように表れているのか、取組によって何が実現できたのかを少し書けるようにできると確かに説得力は増すのかなと思いますので、整理させていただければと思います。

会長 他にいかがでしょうか。

(意見等なし)

会長 それでは次の23ページからお願いいたします。

学校配置調整担当課長 第Ⅲ章の3板橋区立学校の適正規模及び適正配置の実現にあたり検討すべき事項検討すべき事項。(1)基本的な考え方。

子どもたちのために、より良い教育環境の整備と教育の質を充実してくためには、学校規模の適正化だけではなく、学校の適正配置にも取り組むことが重要である。

区では、近年、一時的な児童・生徒数の増加が見られるものの、「板橋区人口ビジョン」によると、長期的には令和12(2030)年をピークに年少人口が減少していくことが予想されており、適正規模化による教育環境の整備に加えて、人口減少の可能性を見据えた学校の適正配置を検討する必要がある。

具体的には、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数

の推計や、通学距離をはじめとした通学に係る安全面を考慮した通学区域の調整を行い、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

また、学校施設は学び舎としての機能の充実という本来の役割に加えて、地域の活性化や災害に強い地域づくりを進めるための地域活動や防災活動の拠点としての役割を担っていることを踏まえながら、将来的な教育環境の変化も見据えた学校の適正配置について実現することが、区には求められている。

(2) 検討事項。

学校の適正規模・適正配置の実現にあたっては、学校や地域が抱える固有の事情や課題に加え、区全体の公共施設のあり方と将来的な学校施設のあり方、維持管理等の課題を総合的に検討する必要がある、そのうえで持続可能な教育環境の整備をすることが求められる。

審議会では、様々な観点から適正規模・適正配置の実現にあたって検討すべき事項を明らかにした。検討に際しては、以下に示した3つの事項を踏まえた有効な方策を導き出していくことが望ましい。

①通学区域。

通学区域は、居住地から学校までの距離だけではなく、児童・生徒の安全性や学校の適正規模、学びのエリアとの整合など様々な要因に基づいて設定されている。

本審議会では、通学区域を検討する際に考慮すべき様々な要因について、「基本とするもの」と「配慮するもの」に分けて整理・検討を行った。

通学区域の検討に際しては、子どもたちの教育環境の維持・向上に係る「学校規模」、「通学の安全確保」及び「小学校と中学校の通学区域の整合性」を基本とする必要がある。

また、円滑な学校運営の観点から町会・自治会区域及びPTAや青少年委員の地区分け等様々な点に配慮して検討すべきである。

通学距離に関しては、通学距離や道路状況等を総合的に考えて弾力的に考える必要がある、特に中学校においては小学校の通学区域と整合性を図ることをめざして、より柔軟に検討することが求められる。

②地域協議。

教育委員会ではこれまで適正規模化、適正配置の協議に際して「協議会」を設置し、学校関係者及び保護者や町会・自治会等の地域との間で意見集約と合意形成を図ってきており、引き続き保護者や地域での検討を重視すべきである。

適正規模化、適正配置が学校運営に与える影響は大きく、板橋区コミュニティ・スクール（iCS）のうち、学校運営を共に担うコミュニティ・スクール（CS）委員会が果たす役割は大きい。

今後は、iCSの両輪であるCS委員会や学校支援地域本部を活用するとともに、学校や地域の実状を勘案したうえで学校に関わる様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めることが求められる。ただし、CS委員会や学校支援地域本部を活用する際は、早期に情報提供することや協議機会を確保するといった配慮が必要である。

また、協議の過程において、必要に応じて教育委員会より対応可能な具体的方策を示す等、協議に係る負担軽減を図ることが望ましい。(図 14)

次ページに参ります。③小中一貫型学校。

小中一貫型学校の設置は、小中一貫教育を推進し、子どもたちのよりよい学習環境の整備と成長機会の提供のための1つの手段であり、学校の形態における新たな選択肢である。学校教育は幅広い知識と教養を身に付けるだけでなく、学校内外における社会的活動の促進や自主・自立及び協同の精神、規範意識等を養うことを目標としており、交流授業等による異学年間の交流は、子どもたちの学習意欲の向上に繋がるほか、学習面だけに留まらず、下級生に対する優しさや上級生への憧れを抱くことや人間力、社会性、自己肯定感の向上に繋がる等、多くの教育効果が期待できる。

区では中学校を核として周辺の小学校をグループ化した学びのエリアを設定し、小中一貫教育を行っている。今後設置される小中一貫型学校においては、学校や地域の事情を踏まえながら、特色ある学校づくりや先駆的な研究を進め、その取組や効果を全区的に波及させることにより、小中一貫教育を全ての学びのエリアで効果的に推進していくことが求められる。

新たな選択肢である小中一貫型学校では、これまでの学校現場における課題の解消に資するためだけでなく、義務教育9年間で意識しためざす子ども像を学びのエリア内で共有し、地域の実情を踏まえた特徴的な取組を検討・推進することが重要な役割となる。

また、小中一貫型学校の周辺の小学校からの進学者と、小中一貫型学校の小学校からの進学者との間で人間関係の構築に差が出ないように配慮する必要がある。

小中一貫型学校の設置にあたっては、学校によって学級数や通学区域が様々であることや学校間の距離等が異なることから、一概に整備条件を掲げることは難しいが、以下の点に考慮し検討することが望ましい。

設置にあたって考慮すべき内容。

①小学校と中学校の通学区域の整合性や就学傾向。②通学距離や通学にかかる安全性。

以上が第Ⅲ章の3になります。

会 長 ③小中一貫型学校についてですが、学びのエリアをもっと活性化、実質化させることで、学びのエリアを基本とした一つのコミュニティ・スクール委員会として動くように取り組んでいくことも大切なのかなと思いました。

板橋区全体を小中一貫型学校にするというメッセージになってしまうと趣旨とずれる場合もありますが、「学びのエリア・小中一貫教育」或いは「中学校区・小中一貫教育」というような関係をこの中に表記することも一つかなと思いますので、検討をお願いできればと思います。他の点についていかがでしょうか。

(意見等なし)

会 長 それでは少し先を急ぐようで申しわけございませんが、第Ⅳ章をお願いします。

学校配置調整担当課長 では第Ⅳ章、新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について。

1 基本的な考え方。

区の学校施設は、昭和 30 年代から昭和 40 年代の児童・生徒の急増に伴い、集中的に整備が進められたため、数多くの学校が改築や改修等の更新時期を迎えている。また、区が保有する多くの公共施設のうち、小中学校以外も含めた学校教育施設は全体の約 6 割弱を占めていることから、持続可能な学校施設整備を行うことは喫緊の課題となっている。

加えて、将来的な人口減少の可能性を見据えながら、様々な学びのスタイルに対応し、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」に向けて、学校施設の整備に取り組むことが求められている。

整備にあたっては、これまで区が取り組んできた「オープンスペース型運営方式」や「教科教室型運営(教科センター)方式」等の取組、大規模集合住宅の建設に起因する一時的な児童・生徒数の増加や多くの学校が更新を控えている個別事情を踏まえながら、更なる教育環境の変化の可能性、インクルーシブ教育、不登校児童・生徒への対応といった視点を考慮したうえで、児童・生徒や学校、保護者、地域など様々な主体と連携した取組が重要である。

2 検討すべき事項。(1) ICT化。

ICT環境の整備は個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために必要不可欠なツールであり、また、教員の長時間労働や働き方改革を実現する上でも重要なものであると考える。

区教委では、国が掲げる「GIGAスクール構想」を踏まえて、令和2年に板橋区スマートスクールプロジェクトを策定し、一人一台端末やデジタル教科書等といったICT環境を整備してきたところである。しかし、予測不可能で変化の激しい現代においては、ICT技術の更なる高度化への対応やICT機器及びネットワーク環境の更新を意識した施設整備・維持に引き続き取り組んでいく必要がある。

また、区のICTの活用に関する計画との整合や学校現場とも連携を図りながら、ICT環境の更なる活用を検討し推進していくことで、子どもたちの学習環境が充実し、教員の働きやすさや指導力が向上することで、子どもたちのより良い成長に繋げていくことができると考える。

(2) 施設内容。

施設内容を検討する際は、オープンスペースをはじめとする学校全体が学びの場所であるという認識の中で、児童・生徒の学び舎であるという学校全体の機能の充実と、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びや協働的な学びの実現、中学校における35人学級編制の導入の可能性をはじめとする、新たな教育環境への対応が可能となる柔軟な設え等を重要な視点として捉える必要がある。

加えて、そこで学ぶ子どもたちの要望やそこで働く教職員の意見を取り入れながら、性のあり方をはじめとする多様性の視点を踏まえる等、学校に関わる様々

な方の意見を尊重しながら施設内容について議論していくことが望ましい。

また、学校施設は、地域活動拠点や防災拠点としての機能が求められており、今までと同様に地域とともにある学校としての複合的な施設内容となるよう検討する必要がある。併せて、地域開放部分と学校専用部分とのセキュリティ管理や、施設管理における教職員の負担軽減について、ハード、ソフト両面から検討することが重要であり、加えて、地域防災機能を最大限活用するためには、日頃から学校と地域が連携し、防災・避難訓練等を実施し、災害情報を共有する等の取組を行い、防災意識の醸成に努めていくことが望ましい。

(3) 施設更新。

施設更新にあたっては、年少人口の推計、集合住宅の建築計画、都市整備計画、当該学校施設の老朽化状況、区の財政状況等を踏まえるとともに、施設の多機能化や他の公共施設との複合化、また、近隣の学校との施設の共有化をはじめとした次世代の公共施設や学習空間のあり方を他自治体の例も参考にしながら総合的に判断し、教育委員会だけではなく区全体で取り組むことで、教育環境の充実に努めていく必要がある。

また、区の学校敷地は都内特有の土地情勢により限られた面積であることが多く、次世代型の学校施設を想定する場合は、必要な延べ面積を捻出するための高層化改築を選択肢の一つとして検討する必要がある。

続きまして 30 ページに参ります。(4) 特別支援教育。

区では、障がいの種類や程度に応じて、「特別支援学級」、「特別支援教室(STEP UP 教室)」、「きこえとことばの教室」を設置しており、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な指導及び必要な支援に努めている(表7)。

小学校では平成 28(2016)年度、中学校では平成 30(2018)年度から実施された特別支援教室(STEP UP 教室)の全校設置等により、教員の特別支援教育についての理解が広まった結果、一人ひとりに寄り添った丁寧な指導の必要性がより一層認識されるようになり、特別な支援を受けながら学ぶ児童・生徒数は多くなっている。

また、支援レベルに応じて特別支援学級や特別支援教室(STEP UP 教室)等を設け、心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援等を行う学校生活支援員等も活用しながら支援体制を充実させることで、子どもたち一人ひとりの特性に対応した適切な指導や支援、学びやすい環境づくりに努めている。

一方で、特別支援教育の制度や体制について、保護者や地域の理解を促進するためには、特別支援教育の内容や状況をより丁寧でわかりやすく情報提供・発信していくことが重要である。

また、支援を必要とする子どもたちの推移を予測することは難しいが、特別な支援を受けながら学ぶ児童・生徒数は多くなっている現状を踏まえると、今後、特別支援学級や特別支援教室(STEP UP 教室)等に関しての適正規模・適正配置について検討していく必要性も考えられる。

個別最適な学びの実現とインクルーシブ教育を実現させるため、子どもたちと

教員が関わりやすい職員室配置や通常学級と特別支援学級が交流しやすい教室配置を検討し、通常学級と特別支援学級のそれぞれの教員が連携を図りやすい体制の構築と、学校と保護者や地域等、様々な主体と連携した支援体制の構築を考えていく必要がある。

以上が第IV章となります。

会長 第IV章につきましてはいかがでしょうか。

委員 27ページの新たな学びを踏まえた持続可能な学校施設整備についてですが、新たな学びということで、今世界や国で「脱炭素社会に貢献する持続可能な教育環境の実現」ということが新聞でもよく謳われております。この答申は10年以上先まで見込んだ答申だと思いますが、10年後は脱炭素社会、カーボンニュートラルが浸透していると思います。

また、板橋区でもゼロカーボン板橋2050を打ち出しておりますので、そことリンクをさせ、答申の中に「脱炭素社会の持続可能な教育環境の実現」について触れていただきたいと思います。

次に、28ページ、29ページの表5について、前回の審議会で改築等の履歴がわかる表を入れていただきたいとお願いしましたが、こちらに示していただきありがとうございました。

最後ですが30ページの特別支援教育について、前回の審議会でも議論されたことがしっかりと盛り込まれていると感じました。特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級がわかりづらいのではないかと前回意見させていただきましたが、31ページの表7にしっかり入れていただき、表を見たら一目瞭然だと思いました。

会長 この部分はまさに施設の話ですので、ぜひ建築分野の視点から意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 3点あります。1点目は、学校を取り巻く環境配慮型社会、カーボンニュートラル化などへの対応について、このテーマをメインに議論している自治体もあるかと思います。板橋区も、公共施設全体として環境に配慮した取組は進めていますが、特に学校は棟数も多いのでやりがいのあるところだと思います。改築・改修する学校建築のエコスクール化にとどまらず、学校環境（敷地）全体が児童・生徒の教材、あるときは地域の教材になるような環境配慮型整備を進めることは近年のトレンドですし、どこかに記載すると良いと思いました。

ただし、このテーマ自体は本審議会では時間を割いて議論していないのです。しかし、各種の資料を参考に文言を引用することは可能かと考えます。

2点目は、先ほど「施設整備」という用語が気になるという話をしました。自治体で使われる「施設整備」という用語は1棟の建築整備を連想させます。しかし実際の学校は、複数棟プラス屋外空間や周りの地域との境界も含めて、学校環境、学習環境です。繰り返して恐縮ですが、キャンパス全体を考えて整備してい

くという姿勢をどこかで記載するといいと思いました。従来の棟ごとの老朽化の評価に加えて、敷地全体を考えるとというニュアンスを基本的な考え方等に入れるといいと思っています。

3点目、目次について「基本的な考え方」という用語が、章のタイトルになっていたりと、その下位のタイトルになっていたりとするので、整理する必要があります。

会長 今ご発言いただいた学校施設についての表現について、具体的にどうすれば今いただいたご意見に沿うことができるでしょうか。

委員 具体的な提案としては、第Ⅳ章の1の基本的な考え方のパートに、老朽化を解消し長寿命化していくことは大事だけれども、学習環境は学校敷地全体で検討し評価し、次の更新を進めていくということを記載すればよいのではないかと思います。

会長 学校施設については、今まちづくりの視点との関わりの中でも積極的に打ち出されていると思います。ところが27ページから31ページについてはそこに言及しきれていないのではないかと思います。

さっき申し上げたように、板橋区でも児童・生徒数は比較的短い時間に急激に増えて、急激に減少するという可能性がある中で、学校とまちづくりが非常に連動することもあると思いますが、そこに対する言及を基本的な考え方で触れてくのか、それとも新たに項目を設けたほうがわかりやすいのか、そこら辺はいかがでしょうか。

委員 アイデアとしては、敷地全体（キャンパス）という意味では、第Ⅳ章の1に入れるか第Ⅳ章1で新しく項目出ししてもいいと思います。

また学校は、学校単独では成立せず、地域の中での学校である、という意味では、第Ⅲ章3のコミュニティ・スクール云々のパートもありえると思います。

会長 おそらく板橋区でも実際にそういった視点で動いているのではないかなと思いますが、そういう点では、この中間まとめにはそういった視点やキーワードはいろいろと散りばめられていると私は捉えています。

ただ、表現が非常に硬かったり、中身が表現しきれていない部分があるのかなと思います。例えば施設内容の中の防災機能について、もっと防災機能を核にしたあり方というのは提言すべき中身としてあるわけで、よりわかりやすく表現するとか、或いは施設更新の中の近隣施設の共有化、複合化をより強調していくというように、表現の仕方を工夫することによって、よりアピール度が高まり、多くの方に関心を持っていただけるのではないかと思います。

委員 今のご議論は私も非常に賛同するところでして、第Ⅳ章のタイトルが「新た

な学びを踏まえた持続可能な学校施設整備について」というタイトルでハード面を書く姿勢で始まっているのかなと思います。

その中で27ページからの(1)から(4)を見るとICT化、施設内容、施設更新、特別支援教育となっていてソフト的なものとハード的なものが混在して並んでいるような印象を受けます。

例えばですがICT化、それから避難所としての学校とか防災、インクルーシブ教育がソフト的な言い方だとすると、バリアフリーやユニバーサルデザインの学校、環境教育に対しては、カーボンニュートラルやゼブというような、ハード的な項目立てというようにハード的な言い方で並べて統一させるといいのかなと思いました。

ハード的な項目立てをするのだけれども中身は、そういったハードを整備することで、インクルーシブ教育や防災教育などのソフトに繋がっていくような書きぶりにするという整理の仕方もあるかなと思いました。

会 長 それでは次第V章以降をお願いいたします。

学校配置調整担当課長

では31ページ第V章適正規模・適正配置に向けた取組並びに第VI章のおわりをまとめて説明させていただきます。

第V章、適正規模適正配置に向けた取組。

これまで述べてきたとおり、子どもたちのより良い教育環境を整備し、教育の質を充実していくためには、学校規模の適正化と学校の適正配置の双方に取り組むことが重要である。

区では、今回の中間まとめで示した教育上「望ましい学校規模」から外れる学校が28校存在している(令和5(2023)年度は小学校51校中17校、中学校22校中11校)が、既に述べてきたように、各学校ではそれぞれの規模に応じた適切な教育の提供と教育の充実に取り組んでおり、「望ましい学校規模」から外れることが直ちに望ましくない教育環境にあると断定できない。

教育上「望ましい学校規模」を大きく外れる場合においては、区や学校、保護者、地域関係者等の関係主体が良好な教育環境の確保に向けて議論する必要があり、規模に応じた取組や考え方について、適正配置に向けた取組や考え方とあわせて、以下のとおりまとめた。

1 小規模化対応。

区では、これまで「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針(平成24(2012)年)」や「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針(平成25(2013)年)」に沿って、小規模化に関する課題を学校はじめ、地域、保護者と共有し、小規模化解消に向けて学校関係者による協議会を設置し、検討していくことを基本としながら、適正規模化の取組を推進してきた。これらの取組を継続しつつ、通学区域の変更といった児童・生徒数の増加に繋がる取組や年少人口の将来推計を踏まえた学校の統廃合について検討を進めるべきである。

次ページに参ります。

また、全学年が単学級になる程度の過度な小規模化が進行している場合は、過小規模となったことで学校が抱える課題に対して、施設整備や運営面、指導面の工夫では十分な対応ができないことがあるとともに、過小規模校を避けて隣接校への入学を希望する児童・生徒の割合が高くなる傾向があることから、一層過小規模化が進むことによって教育面や運営面に及ぼす影響が大きく、より早急な対応が必要であると言える。

2 大規模化対応。

区内には大規模集合住宅の建設による一時的な児童・生徒数の増加や、小学校における35人学級編制の実施による学級数の増加によって、学校規模が大規模化している学校があり、大規模化対応は区が抱える喫緊の課題となっている。

大規模化の解消に向けた取組として新たに学校を設置することや通学区域を変更することが挙げられるが、新校設置は学校用地を確保することが難しく、多額の建設費用がかかることを踏まえると現実的とは言えず、また、通学区域を頻繁に変更することは児童・生徒、保護者に不安を与え、地域の混乱に繋がることが懸念されるため望ましくない。

大規模集合住宅の建設における児童・生徒数の動態は、出生のピークが比較的まとまっていることから、増加は一時的なことが多い傾向にあるため、校舎の増築や改築等のハード面における対応を行うにあたっては、東京都が毎年公表している集合住宅児童・生徒等出現率表を参考に、当該校の通学区域を中心とした人口動態を確認し、学校規模の将来推計を踏まえて慎重に検討する必要がある。

今回、大規模化対応を検討するにあたって、大規模校の状況を把握するため、他自治体へのアンケート調査を行い、また学級数が多い区内小中学校の校長を本審議会に招いて大規模校の良い点や学校運営上の苦労についてヒアリングを実施し、次のことが確認された。

大規模校の良い点として、児童・生徒数が多いことにより運動会等の学校行事に活気があり、多くの他者と日々接することにより切磋琢磨の姿勢と社会性が一層育まれる等、子どもたちにとってより良い成長に繋がる面があることに加え、多くの教員が配置されることにより教員間での協力体制が組みやすく、所掌事務の分散による負担軽減に繋げやすいこと、また、授業や教材研究においても職場内で研修が効果的に行うことができるといった組織運営や人材育成面でのメリット、さらに保護者も必然的に多くなるため学校を支援してくれる人材が確保しやすいといった多くの項目が挙げられた。

一方、学校運営上の課題として、全校朝礼や学年ごとに行う校外学習などの行事の場所の確保、安全確認など運営上の配慮事項が多い、特別教室や体育館、プールを利用する際に時間割の調整に労力を要する、副校長や養護教諭、学校医といった特定の職について、児童・生徒数に応じた配置がされているとはいえ、担当する人数が多いため負担が多くなる傾向がある、大規模化により給食室での調理のしやすさや効率化に工夫が必要である等が挙げられた。これらの

課題に対しては、学校内の多目的室や空き教室を有効活用し、適宜、時間割を調整しながら学校運営を行うとともに、副校長の事務的な補佐を行う副校長補佐、基礎学力の定着及び向上、学級の安定化等を図る学力向上専門員、心身に障がいのある児童・生徒の学校生活の支援や学級運営の補助等を行う学校生活支援員、プリント印刷や授業準備の補助等、教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフなど様々な人材を配置することが有効であることが確認できた。

これらの状況を踏まえつつも、区内では新たな学校用地を確保することが困難であり、学校規模によって通学区域を頻繁に変更することが望ましくないことから、大規模化が進んでいる学校については、既存の学校施設における余剰スペースを普通教室に転用する等の施設整備を随時行い、様々な人材を適切に配置することで、課題が最小化するように努めていくことが重要である。

3 適正配置。

学校の適正配置を考えていくにあたっては、将来的な人口減少の可能性や教育環境の変化を見据えて、既存の考え方にとらわれない新たな視点が重要である。

具体的には、区がこれまで取り組んできた学校の統廃合は継続しながら、「学びのエリア」に加えて区全体を学びの場・空間と捉え、学校同士の学びの連携や学校教育と社会教育が連動した多様な学習環境といった新たな教育環境を構築していく。また、大規模集合住宅の建設計画を踏まえた通学区域内の児童・生徒数の推計や通学区域の調整を行うことで、学校の規模が適正となるように学校を配置することが重要である。

あわせて、地域活動や防災活動の拠点としての役割を踏まえながら、学校や保護者、地域等の関係主体と共に適正配置について取り組んでいく必要がある。

第VI章、おわりに。

本審議会は、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の検討にあたり区立学校の現状と問題点を整理し、事例研究による考察も加えながら議論を進め、適正規模及び適正配置の基本的な考え方、具体的な方策について一定の方向を見出すことができた。本答申は、それらを提言としてまとめたものである。

教育委員会においては、本答申を真摯に受け止め、子どもたちの「未来を切り拓くための資質・能力」を育成する教育環境の整備・充実に向けて、最大限努力すべきである。

また、各学校、保護者、地域関係者は、互いに連携・協力し、未来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を実現、持続するための視点に立ち、十分に検討してほしい。本答申がその指針となることを切に願ってやまない。

以上が第V章及び第VI章となります。

会 長 今の点についてご意見ありますでしょうか。

委 員 2点あります。32ページの2番の大規模化対応の一番下ですが、金沢小学校

の校長先生のヒアリングで給食に関することがずっと引っかかっていた。

子どもにとって給食は学校生活一番の楽しみと言っても過言ではないので、今すぐに対応できる話ではないと思うのですが、10年後に向けて「大規模化により給食室での調理のしやすさや効率化に工夫が必要」というのは素敵な文言だと思いました。

2点目ですが、前回の中間まとめのこの章では適正規模には触れられていたのですが、適正配置については触れられていないと思っていたのですが、今回33ページの3番に適正配置が記されており、内容もとてもまとまっているので良かったなと思いました。

委員 前回の審議会の終わりに不登校の問題について話があったと思いますが、子ども家庭総合支援センターとかへ伺うと、やはりヤングケアラーという言葉が最近よく出てきていて、だんだん増えている現状があるので、これからどうすべきなのかということに記載したほうが良いのかなと個人的には感じました。

2点目ですが、24ページの下の方で「iCSの両輪であるCS委員会や学校支援地域本部を活用する際は」という文がありますが、CS委員である私からすると「活用」という言葉が気になるなと個人的に思いました。

会長 私も今の不登校に対するご意見に関しては非常に同感するところが多いのですが、これだけ不登校の子どもたちが増えてきている中で学校が努力し、別室登校等の校舎の然るべき場所を活用しながら子どもとのコミュニケーション環境を保っていく現状があると思います。

おそらく今後もそういった努力を続けていきつつ、学校の施設を多様な形で運用しながら、学びの空間を確保していき、さらには学びのエリアへ広がりを持たせる、区内の様々な施設との繋がりを持たせるという構想もあるのかなと思います。

インクルーシブ教育ということについては、今回中間まとめに位置付けたわけですが、なかなか学校との関わりを持ちづらい子どもへの対応も何らかの形で位置付けていく必要があるのではないかと思います。

委員 特別支援教育については、段階的な支援を行っている状況があります。日常は普通教室に所属して週に数回通う教室、通級の特別支援教室、さらには都道府県立の特別支援学校という数段階ある状況や、不登校サポートの仕組みも入れ、様々な多様なタイプの児童生徒が存在する現状を踏まえた広義のインクルーシブ教育、という説明や、項目別立てしてもよいかもしれません。

もう1点です。第V章の31ページ、小規模化対応の一番下の行ですが、「学校の統廃合について検討を進めるべきである」という文言は引っかかります。答申にこの文言があると、統廃合を積極的に進めるべき、という印象を受けます。表現を変えたほうが良いのではないかと思います。小規模化対応は様々なやり方があるけども、統廃合も一つの選択肢であるという程度のニュアンス

として捉えてもらえるような表現の仕方はいかがでしょうか。

会長 それでは予定しております時間まで、10分弱ぐらいですので、一人一言ずつ今日全体をとおして何かお気づきの点があればお願いいたします。

委員 今までの議論がよくまとめられていると感じております。

委員 私もよくまとめられていると思いますが、1点だけ確認です。

最近、学校に転校してくる多国籍の児童が多く、前野小学校でも親御さんも日本語を話せないという状況で、転校してくる子が増えてきております。

多国籍の子が週に何度か通う日本語学級という学級があると校長先生から参考聞いたことがあるのですが、31ページの「きこえとことばの教室」には、含まれているのでしょうか。それとも別立てで日本語学級があるのでしょうか。

学校配置調整担当課長 回答させていただきます。きこえとことばの教室は日本語学級とは別になります。日本語学級は全校配置されているわけではなく、区内に何校か設置され、こちらもいわゆる拠点校方式で設定しております。

その中で親御さんも日本語が話せない、お子さんも日本語が話せないというご家庭に対応を行っております。

また、先ほどから、多国籍やヤングケアラー、不登校などインクルーシブとして章立てするなど少し構成を検討したいと思っております。

委員 これだけの資料をよくまとめていただいていると感じております。

委員 私も、よくまとめていただいたと感じております。

現在、私の地域で志村小・志四中の小中一貫型学校の話が進んでいるのですが、両校のCS委員会、また町会・自治会、近隣住民に対して、引き続き、情報共有をしていただくようお願いしたいと思っております。

委員 3点あります。

1点目は、インクルーシブ教育、コロナ対応、温暖化、人口の増減、不登校等の課題に対応できる適正化を考えていかなければいけないと感じました。先ほどあったような多様化する外国人のお子さんに関しては、給食に関しても今後大きな課題になってくるだろうと思うので、こうした課題を踏まえながら考えていく必要があるのかなと思います。

2点目は、ICTとAIの対応が今後必要になるだろうと思っています。その中でもハード面ではベンダーロックインなど、ベンダーに依存することで定まったコンピューターの使い方しかできなくなるような状況に陥らないようにすることも、今後検討が必要なのではないかと思いました。

3点目は、今後財政的な問題は大きくなっていくと思います。他の区ではす

でに複合化施設に関する基本的な考え方ということで、ある程度マスタープランで示されており、地方自治体の中でやはり面積が取れないところはそういった取組をしております。

今後は板橋区でも財政的な面がある程度必要になってくるなかで、複合化施設の基本的な考え方として、教育施設と他の施設を合わせることも必要であるということが、この中で示されたのでよかったかなと考えております。

以上、3点が今後進めていくべき内容なのかなと考えております。

委員 本日はいろいろ丁寧にご説明をいただきましてありがとうございます。前回のICT化の項目についても今回含まれていましたので、特に追加でコメントすることはございません。

委員 昨年から始まった審議会、小委員会ですが、たくさんの方の意見をよくどこまでまとめていただいたなと感謝申し上げます。

委員 先ほど話題になりました不登校については、やはり視点として必要なものだと思いますので、ぜひその視点も加えていただけたらと思いました。

副会長 前回からの議論を踏まえ、事務局の方で大変よくまとめていただき、感謝しております。

幾つか気がついた点は、やはり区の考え方として、学校施設を中心にかなり力を入れて協議・検討をしているということが大きな特徴かと思えます。そういう点で、先ほど議論に挙げた第IV章の項立てについて、内容に関してはかなり練れてきていると思えますが、もう少しわかりやすい項立てをする必要があるのかなと思えます。先ほど〇〇委員からご指摘があったような形式が非常にいいのかなと私も感じました。

また、不登校についても言及がございましたが、不登校特例校の設置が非常に今重要視されています。そうすると、ある一定の施設要件が求められておりますので、そういったことも少し視野に入れる必要があると思いました。

それから地域に関して、何となく防災や災害と聞くとマイナスな印象があるので、むしろ地域のコミュニティの拠点であるというプラスの表現をちりばめながら、まとめていただくとよろしいのかなと思いました。

【議題3 その他】

会長 本日の会議はここまでとさせていただきたいと思えます。事務局より、次回の日程等の連絡をお願いいたします。

学校配置調整担当課長 日程の確認をさせていただきます。次回、第11回審議会が令和5年12月15日金曜日15時から開催する予定で調整しております。場所等詳細につきましては、

別途通知をご案内いたしますので改めてご確認いただきますようお願いいたします。

また、本日いただいた意見は事務局の方で受けとめさせていただき、2ページの答申の位置付けの図や、第IV章に係る環境の視点を踏まえた書きぶりを検討し修正させていただきたいと思っております。事務局から以上であります。

会 長 次回の会議までの間に委員の方とご連絡を取らせていただくことも、あるかもしれません、そのときはどうぞよろしくお願いいたします。

いずれにしましても、さらにもう一段バージョンアップしたものを次回お出しさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ということで、今日はここまでで閉会させていただきます。ありがとうございました。

《閉会》